

小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン【追補】

令和5年2月24日

オール日本スーパーマーケット協会
一般社団法人全国スーパーマーケット協会
日本小売業協会
一般社団法人日本ショッピングセンター協会
一般社団法人日本スーパーマーケット協会
一般社団法人日本専門店協会
日本チェーンストア協会
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会
一般社団法人日本百貨店協会
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会

1. ガイドラインの廃止とマスクの着用の考え方について

- 政府の決定として、新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないとの判断に基づき、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとされました。
- 令和5年2月10日に変更された基本的対処方針においては、以下のとおり方針が記載されています。
 - (P.22) このうち、「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、令和5年2月10日新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会（以下「基本的対処方針分科会」という。）で示された「マスク着用の有効性に関する科学的知見」等を踏まえ、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用が効果的である場面などを示すこととする。
 - (P.23) マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。この「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、同年3月13日から適用することとする。各業界団体においては、上記及び下記の方針に沿って業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。同日までの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いする。
 - (P.24) また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降は、本方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していくこととする。
- この政府方針を踏まえ、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」については、以下のとおり取り扱うこととします。
 1. 令和5年5月8日をもって、ガイドラインを廃止する。
 2. 令和5年3月13日以降、マスクの着用については、現行のガイドラインの記載によらず、政府方針に基づき、統一的な着用推奨は行わずに、着用は個人の判断に委ねることとする。なお、事業者個々の判断として、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるものとする。

<参考 URL>

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年2月10日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf

・マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf

（以上）